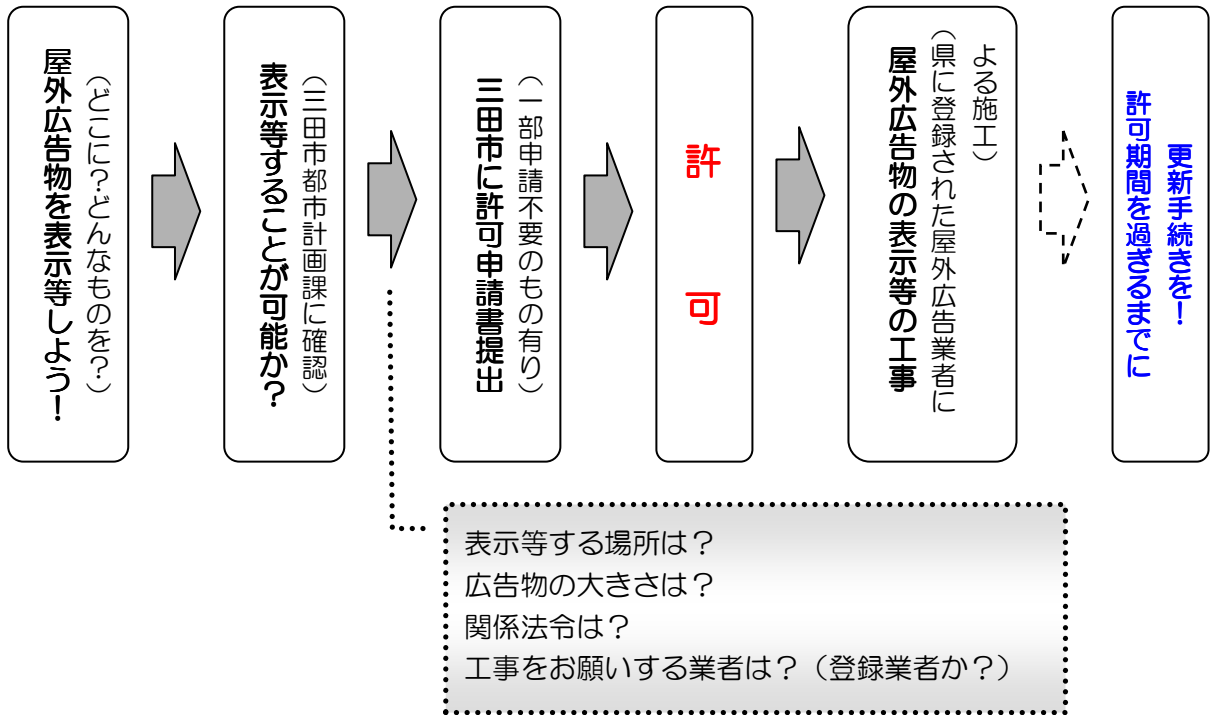
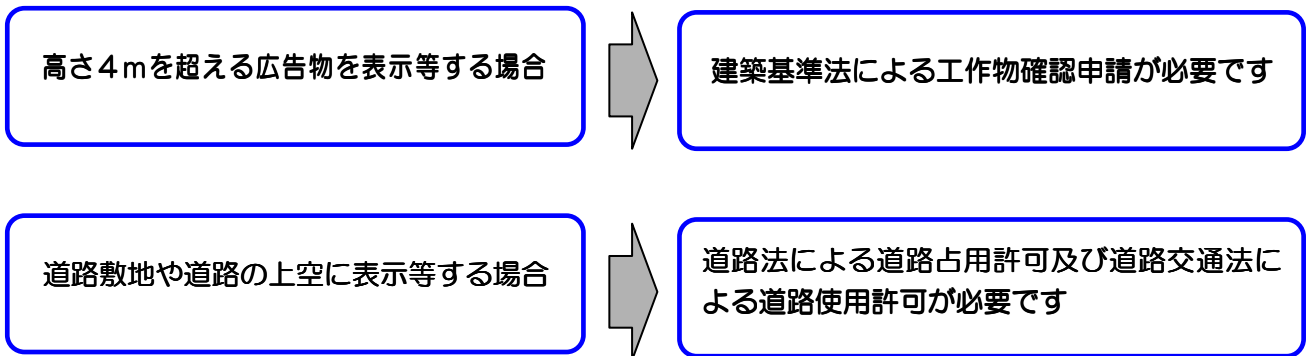


屋外広告物を表示するには

屋外広告物を表示等する場合には、一定のルールが適用されます。これらのルールを守って、地域の景観と調和した質の高い広告物を表示等してください。



◆次に該当する場合、他法令による申請が必要です。



屋外広告物規制の概要

禁止地域 屋外広告物の禁止によって、良好な景観を守っていく地域。

- 原則として広告物の掲出は禁止されています。
- 自家用の広告物や道標・案内板については、許可基準に適合すれば許可を受けて掲出できます。
- 自家用の広告物については、一定の基準内（1事業所当たり表示面積の合計が5㎡以内の場合）であれば許可を受けずに掲出することができます。

禁止地域一覧

	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
指定地域	1. 重要文化財の建造物 （周囲50m以内の区域） 2. 風致保安林 3. 近畿自動車道敦賀線 （路端から1,000m以内の区域、ただし、用途地域内は200m）	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 2. 清水・東条湖立杭県立自然公園 3. 兵庫県自然環境保全地域（駒宇佐八幡神社） 4. 都市計画公園、都市計画緑地 5. 官公庁、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地 6. 古墳及び墓地、火葬場の敷地並びに社寺及び教会の敷地	1. 国道176号、県道三田後川上線、県道三田篠山線、県道黒石三田線、県道曾地中三田線、県道川西三田線及び県・市道有馬富士公園線、市道貴志長尾線（路端から100m以内の区域、ただし、用途地域内は除く） 2. JR福知山線 （路端から100m以内の区域、ただし、用途地域内は除く） 3. 武庫川、青野ダム付近の地域 （河川境界、満水時の水際から100m以内の区域、ただし、用途地域は除く）

許可地域 屋外広告物の許可によって、良好な景観を誘導していく地域。

- 原則として広告物の掲出には許可が必要です。
- 商業系の地域とその他の地域では、一部の広告物について異なる許可基準を定めています。
- 禁止地域（第1～第3種禁止地域）を除いた全域が許可地域になります。
- 自家用の広告物については、一定の基準内（1事業所当たりの表示面積の合計が10㎡以内・3基以内の場合）であれば許可を受けずに掲出できます。

特定区域	許可地域のうち野立広告物（自己の敷地外に建植するもの）を規制することによって良好な景観を守っていく区域。
------	--

- ① 近畿自動車道敦賀線
（用途地域で路端から 200m を超え 1,000m 以内の区域）
- ② 都市計画道路三田幹線
（路端から 100m 以内の区域）
- ③ JR 福知山線、神戸電鉄三田線の区間及び沿線
（用途地域で路端から 100m 以内の区域）
- ④ 武庫川付近
（用途地域で河川との境界線より 100m 以内の区域）

広告景観モデル地区	よりよい広告景観の形成を先導的に推進する地区
-----------	------------------------

三田市郊外沿道（千丈寺湖・永沢寺周辺）地区を、広告物と地域環境との調和が特に必要な地区として定め、きめ細やかな屋外広告物に関する基準を設けております。
 当該地区で屋外広告物を掲出される際は、皆様のご協力をお願いいたします。
 なお、**基準に関する詳細については、市担当課までお問い合わせください。**

路線名	起 点	終 点	区域
有馬富士公園線	国道 176 号交差点	県道三田後川上線交差点	路端から 100m 以 内の区域
県道三田後川上線	県道川西三田線交差点	県道三田篠山線交差点	
県道三田篠山線	県道三田後川上線交差点	県道曾地中三田線交差点	
県道曾地中三田線	国道 176 号交差点	県道三田篠山線交差点	(交差点か ら 30m 以内の区 域を含む)
県道福住三田線	県道曾地中三田線交差点	県道三田篠山線交差点	
市道末東清水線	県道曾地中三田線交差点	市道仲道長尾線交差点	
市道仲道長尾線	市道不動谷黒郷線交差点	市道末東清水線交差点	
市道不動谷黒郷線	県道三田篠山線交差点	市道仲道長尾線交差点	